

北九医発第941号

令和8年8月6日

各 医 師 会 長      殿

北九州市医師会

会長 松 村      洋

( 公 印 省 略 )

令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

標記の件につきまして、県医師会より別紙の通り通知がありましたので、お知らせ致します。

福岡県医発第 1299 号(地)  
令和 8 年 7 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会 長 平 田 泰 彦  
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月サービス提供分(令和 8 年 8 月提出分)に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談することとし、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出することとされております。

また、令和 8 年 7 月サービス提供分については、今般の災害によりサービス提供記録等を滅失若しくは棄損した場合、又は災害発生直後における介護サービス提供内容について十分に把握することが困難である場合、概算による請求を行うことを可能とする旨が示されております。具体的な算出方法等は現在調整中であり、追って速やかに連絡されるとのことです。

そのほか、居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段についても記載されておりますので、詳細は添付の事務連絡をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

(添付資料)

- ・令和 8 年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて(令 8. 7. 29 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

以上

日医発第830号（介護）

令和8年7月30日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
佐原 博之  
(公印省略)

令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

令和8年熊本地震による災害に関する介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務につきまして、厚生労働省よりその取扱いに関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

令和8年7月サービス提供分（令和8年8月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談することとし、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出することとされております。

また、令和8年7月サービス提供分については、今般の災害によりサービス提供記録等を滅失若しくは棄損した場合、又は災害発生直後における介護サービス提供内容について十分に把握することが困難である場合、概算による請求を行うことを可能とする旨が示されております。具体的な算出方法等は現在調整中であり、追って速やかに連絡されるとのことです。

そのほか、居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段についても記載されておりますので、詳細は添付の事務連絡をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

・令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（令8.7.29 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

令和8年7月29日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中  
市 町 村

厚生労働省老健局 介 護 保 険 計 画 課  
高 齢 者 支 援 課  
認知症施策・地域介護推進課  
老 人 保 健 課

令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

令和8年熊本地震による災害に関する介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業支給費を含む。以下同じ。）の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととします。貴管内市町村、サービス事業者への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

記

1. 請求書の提出期限について

令和8年7月サービス提供分（令和8年8月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談することとします。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとするものとします。

2. 居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段について

- （1） 介護サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所にあつては、給付管理の対象となるサービスを行う事業所に限る。（2）及び（3）において同じ。）においては、居宅介護支援事業所等に対し、可能な限り、介護報酬等の請求に対応する給付管理票の提出有無について確認を行うこととします。
- （2） 介護サービス事業所においては、上記（1）において給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、請求明細書欄外上部に赤色で給1と記載し、紙により請求することとします。
- （3） 居宅介護支援事業所等においては、令和8年7月分の請求について、給付管理票の提出を行うことができない場合、可能な限り介護サービス事業所へ提出できない旨の連絡を行うこととします。

3. 概算請求を行う場合の取扱いについて

令和8年熊本地震による災害によりサービス提供記録等を滅失若しくは棄損した場合又は令和8年熊本地震による災害発生直後における介護サービス提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、令和8年7月サービス提供分について概算による請求ができることとします。具体的な算出方法等は現在調整中であり、追って速やかに連絡する予定です。